

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含まない)変更 許可申請添付書類チェック表

別紙	申請書類(変更許可)	留意事項	法人	個人	チェック
	委任状(A4判)	行政書士等に委任する場合は必ず必要			
	許可申請書(様式10号・16号)				
1	事業計画書	処分先の許可証の写しが必要			
8	誓約書	県・政令市全ての申請で必要			
9	事業者・政令使用人・役員等名簿	該当する場合、役職・氏名・住所等を記入			
10	株主又は出資者名簿	該当する場合、氏名・住所等を記入		-	
	法人の登記事項証明書(法人の場合のみ)	発行日より3ヶ月以内のもの。		-	
	住民票(本籍(外国人にあっては国籍)記載)、 登記事項証明書(後見登記等に関する法律 に規定する登記事項証明書)、法人の登記事 項証明書(法人が5%以上の株主・出資者の 場合)	発行日より3ヶ月以内のもの。 事業者・政令使用人・役員等名簿、株主又は出 資者名簿に記載した者全員 注3			
11	従業員名簿	法人の役員又は申請者以外の方を記入			
	当該事業を行うに足りる技術的能力 を説明する書類 注4	講習会(収集運搬課程)修了証の写し			
12	事業場の代表者である旨の申立書	該当する場合のみ			
13	事業の開始に要する資金計画書				
14	資産に関する調書(個人の場合のみ)	申請者が個人の場合のみ記入してください。	-		
	(法人の場合) 直前3年分の ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・法人税納税証明書(その1)	発行日より3ヶ月以内のもの。 納税証明書は、税務署が発行する納付すべき額 及び納付済額を証する書類。財務諸表について は有価証券報告書の提出でも可能です。		-	
	(個人の場合) 直前3年分の申告所得税納税証明書	発行日より3ヶ月以内のもの。 納税証明書は、 <u>税務署が発行する納付すべき額 及び納付済額を証する書類で、所得証明ではあ りません。</u>	-		
	現許可証の写し				
15	同時申請(届出)に関する申立書	複数申請・届出を同時に行う場合			
	県内政令市で受けている産業廃棄物 収集運搬業許可証の写し	兵庫県は必要			
	変更(廃止)届 1	上記変更許可内容以外についての届出			

印の書類は該当がある場合に添付してください。

PCB廃棄物の申請には、追加の添付書類がありますので、お問い合わせください。

変更届出事項(名称・住所・車両等)に変更がある場合は下記により変更届を提出してください。

注は13ページの注釈を参照願います。

公的書類は全て3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。

行政書士等に委任する場合は、委任状(A4版)が必要です。

1 変更(廃止)届(規則様式 第11号・17号) 詳しくは38~39ページに記載しています

事業の全部若しくは一部を廃止した場合、又は次に掲げる事項を変更したときは、10日以内にその旨を都道府県知事(政令市長)に届け出なければなりません。(法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定)

氏名又は名称

次に掲げる者

- ・ 法定代理人
- ・ 役員(監査役を含む) 相談役、顧問
- ・ 政令で定める使用人
- ・ 発行済株式総数の5%以上の株を保有している株主
- ・ 総出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者

事務所及び事業場の所在地(住所を含む)

事業の用に供する施設(車両・駐車場を含む)並びにその設置場所及び構造又は規模

兵庫県知事許可の許可証記載事項が変更になる場合には別途書き換え申請(別紙16 申請書様式は85ページ、記載例は35ページ、別途手数料が必要)を行うことをおすすめします。

< 必ずお読みください >

- 注1) 前方写真、もしくは側面写真のいずれかに、
- ・ 車両の場合、車番（プレートナンバー）及び自社の社名（屋号）
 - ・ 船舶の場合、船名が読みとれるように、かつ、車体・船体の全体がわかるように写してください。
- （1枚で写しにくい場合は、2種類以上添付していただいても結構です。）

液状の廃棄物やばいじん、感染性廃棄物、廃石綿等、運搬容器を必要とする廃棄物を収集運搬する場合は、容器の写真も添付してください。

- 注2) 自動車検査証の使用者欄（空欄の場合は所有者欄）が申請者以外の場合（車両を貸借する場合は、車両の貸借に関する証明書（別紙6）を添付してください。
なお、法人が申請者で使用者が代表取締役個人となっている場合（社長個人から法人に貸す場合）も別紙6を添付してください。
船舶の場合は、船舶国籍証の写、船舶検査証の写、備船契約書の写（船舶を貸借する場合）等の添付が必要です。

- 注3) 申請者（法人の場合：法人、役員、政令使用人、5%以上の株主）が欠格事由に該当した場合は、不許可処分、許可の取消処分となるので注意してください。

- 注4) 技術的能力を有すべき者

法人の場合は、代表者もしくは業務を行う役員または事業場の代表者
個人の場合は、申請者本人または事業場の代表者

事業場の代表者（政令使用人）

申請者の使用人で、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者。

（詳しくは2ページに記載しています。）

なお、受講者が事業場の代表者（政令使用人）しかいない場合は、事業場の代表者である旨の申立書（別紙12）を添付してください。

本籍記載の住民票の提出及び登記されていないことの証明書、事業者・政令使用人・役員等名簿（別紙9）への記入も必要です。

講習会の申し込みや日程・受講料等については、

（一社）兵庫県産業廃棄物協会 にお問い合わせください。

〒650-0023 神戸市中央区栄町通2-4-14 日栄ビル303・304
(078)381-7464

- ・ 許可講習会の修了証の有効期間は、5年間です。
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規許可）講習会の修了証は、産業廃棄物収集運搬業許可申請にも使えます。
- ・ 講習会の申込みは、各都道府県の産業廃棄物協会で行っています。
どの会場で受講し修了していただいても、修了証は有効です。